

# 千代田稲門会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は千代田稲門会（以下本会と称す）と称す。  
第2条 （削除）

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、早稲田大学並びに千代田地域社会の興隆に寄与することを目的とする。  
第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1 会報及び名簿の発行。  
2 本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の者をもって組織する。  
1 早稲田大学卒業者及びそれに準ずる者。  
2 選抜校友（早稲田大学施行規則による）。  
3 本目的に賛同し、東京都千代田区内に居住若しくは勤務する校友、過去に居住若しくは勤務していた校友又は会員が推薦する校友とする。  
4 会員は所定の方法により会費を納入するものとする。

## 第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員を置く。  
1 会 長 1 名  
2 副 会 長 若干名  
3 幹 事 長 1 名  
4 副幹事長 若干名  
5 会 計 2 名  
6 幹 事 若干名  
7 監 事 2 名  
第7条 会長、副会長、幹事長、幹事、会計及び監事は役員会において会員のうちから選任する。  
第8条 （削除）  
第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
第10条 本会に顧問・相談役を若干置くことが出来る。ただし、役員会の同意を得て会長が委嘱する。  
第11条 会長は本会を代表し、会務を統理する  
第12条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。  
第13条 削除  
第14条 幹事は本会の事業について審議運営する。

- 第 15 条 監事は本会の会計及び財務について監査し、その結果を総会に報告する。
- 第 16 条 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事、会計及び監事をもって構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。  
役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 第 17 条 本会の会議は定時総会と臨時総会の二種とし、会長がこれを招集して議長となる。
- 第 18 条 定時総会は年 1 回開き、必要に応じて臨時総会を開く。
- 1 定時総会は事業報告、会計報告、事業計画、会則の変更、その他必要な事項について審議、決定する。
  - 2 総会召集については総会期日の 2 週間前に会議の目的、日時、場所等を通知しなければならない。

## 第 5 章 委 員 会

- 第 19 条 本会に会長の諮問機関として、諸問題対策検討委員会（以下委員会という）を置くことができる。
- 1 委員会は会長の諮問事項を審議し、答申する。
  - 2 委員会は委員若干名をもって組織する。
  - 3 委員会の委員は役員のうちから会長が委嘱する。

## 第 6 章 会 計

- 第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終る。
- 第 21 条 本会の経費は次のものを持って当てる。
- 1 会 費（1 年：5,000 円）
  - 2 補 助 金
  - 3 寄 附 金
  - 4 その他の収入

## 第 7 章 除 名 及 び 退 会

- 第 22 条の 1 会員が次の各号に該当するとき、役員会の決議により除名することができる。
- 1 早稲田大学の名誉を傷つけ、又は校友としての品位を害する言動があったとき。
  - 2 千代田稲門会の秩序を乱したとき。
  - 3 故意または重大な過失によって、早稲田大学あるいは千代田稲門会に損害を与えたとき。
- 第 22 条の 2 会員は次の各号に該当するとき、本会を退会する。
- 1 会員が退会を申し出たとき。
  - 2 会員が死亡したとき。
  - 3 定時総会日において、第 5 条 4 項に定める会費を 3 年分以上納入していない場合において、役員会にて退会とみなすものと決議したとき。

## 附 則

本会の運営についての細則は役員会において定める。  
本会を改正したときは早稲田大学校友会に届け出るものとする。  
本会則は平成 10 年 6 月 1 日からこれを施行する。

本会則は平成 22 年 6 月 1 日からこれを施行する。

本会則は平成 25 年 6 月 7 日からこれを施行する。

本会則は平成 26 年 6 月 13 日からこれを施行する。

本会則は平成 30 年 6 月 9 日からこれを施行する。

本会則は令和元年 6 月 15 日からこれを施行する。